



よくわかる 農業者年金 No.5

農業者年金には、税制面でどんなメリットがありますか？

入口から出口までの優遇措置！ 所得税・住民税が節税に！

加入者が支払った保険料は、その全額（1人当たり最大80万4千円）が納税申告する際に社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15～30%程度になります。

また、保険料など年金資産を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。つまり、公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

保険料支払いによる節税効果（所得税・住民税）試算

税 率	加入者の支払った保険料が		
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。



お問い合わせは、津山農協の各支店または農業委員会 (☎0868-54-2987) へ

悪質商法にご用心！⑦

——内職商法（サイドビジネス商法）——

この手の商法は、新聞の折り込み広告や、電話勧誘で「在宅でパソコン内職ができ、高収入になる」「資格、技術を身につけて在宅ワーク」、などと言って、契約すれば仕事を紹介する、と勧誘します。しかし、実際には高額な教材、内職材料、機械機器を売りつけられて、ほとんど収入にはならない上に、高額なクレジット支払いだけが残る、という商法です。教材や機器の代金が、毎月引き落とされるので、業者に連絡を取るけれど、連絡がつかないこともあるようです。

健康食品、化粧品、パソコン内職などが目立ち、主に若者や主婦が被害に遭っています。

被害に遭わないために

☆この商法は、『業務提供誘引販売取引』と言い、契約締結の前及び契約締結時に書面の交付が義務付けられ、さらに、不実の告知（事実でないことを言うこと）、威迫困惑行為（脅したり、しつこくしたりする行為）、誇大広告等の禁止が法律で定められています。クーリング・オフ（無条件解約）期間は20日間あります。

☆話があってもその場では即答せず、家族、友人、知人に相談し、分からないことがあれば消費生活センターなどに相談してください。

☆簡単にお金儲けができるような、うまい話はこの世の中にはありません。

詳しい相談窓口は、岡山県消費生活センター・津山分室 (☎0868-23-1247) です。

【お問い合わせ】町民環境課 本山 ☎0868-54-2984